

【報告概要】国際紛争解決法制部会

ノウハウに関するライセンス契約の準拠法

セレナ・フランコ

ライセンス契約は一般に、技術等の知的財産を所有する当事者が、当該技術の利用を望む相手方に対し、一定期間に限りその知的財産の利用を許諾する契約として定義できる。この契約の対象となりうる知的財産にはノウハウが挙げられる。ノウハウとは技術的情報や技術秘訣などを指し、特許として未だ登録されていない、または登録ができない知的財産を意味する。その一例としては、仕様書、マニュアル、青写真など、物理的に相手方に供与する情報が挙げられる。本報告では、ノウハウが関わるライセンス契約として、ノウハウを含むことが多い特許ライセンス契約と、ノウハウのみを許諾するライセンス契約の二つの契約類型を取り上げたい。

このライセンス契約が渉外的要素を有するとき、紛争が生じた場合には、「法の適用に関する通則法（以下、「通則法」という）」に基づいて準拠法を確認しなければならない。この点について、当事者は通則法第7条に基づいて準拠法を合意することができるが、そのような合意がない場合には、通則法第8条に基づいて準拠法が特定されることとなる。しかし、特許ライセンス契約の準拠法についてはノウハウの伝達も含め、契約のどの要素を重視し準拠法を特定すべきかについて解釈が対立している。さらに、ノウハウを対象とするライセンス契約の準拠法に関しては十分な議論が展開されていない。

この議論への示唆を得るために、本報告では欧州連合（以下「EU」という）の規則および関連する議論を検討する。特に、EU規則のなかには、契約関係に関する準拠法を定めた「契約債務の準拠法に関する2008年6月17日の欧州議会および理事会の規則」という統一規則があり、同規則第4条は準拠法が合意されていない契約について規定している。そこで、EUにおいて提起されている学説と日本法における議論を比較し、EU法における解釈論が日本の議論にどのように貢献し得るかを究明する。